

浜松市食品衛生推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第61条第2項の規定による食品衛生推進員の設置及び同条第3項の規定による推進員の活動に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生推進員(以下「推進員」という。)とは、法第3条に規定する食品等事業者(以下「食品等事業者」という。)の自主管理の推進及び市が行う食品衛生に関する事業の推進に協力する民間協力者で、市長が委嘱する者をいう。
- (2) 食品衛生専門推進員(以下「専門推進員」という。)とは、推進員のうち、法第51条の規定により静岡県が定める施設基準(以下「施設基準」という。)の調査にあたるものをいう。

(定数)

第3条 推進員の定数は、150人以内とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内食品衛生協会の役員等、地域で行う食品衛生に関する活動を統括する者で、食品衛生協会会長が推薦する者
- (2) 食品衛生指導員或いは食品等事業者に対して食品衛生に関する助言・指導を行うことができる知識を有し自主管理活動の促進に熱意のある者で、食品衛生協会会長が推薦する者
- (3) 次のいずれかに該当する者のうち、市長が適当であると認める者
 - ア 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格を有する者
 - イ 食品衛生管理に関する学識を有する者

2 市は推進員に、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

3 市長は、推進員に対して委嘱状(別記様式1)を交付するものとする。

4 市長は、推進員の中から専門推進員を指名し、浜松市食品衛生専門推進員証(別記様式2)を交付する。

5 専門推進員は、この要綱に定める活動をするときには専門推進員証を携帯するものとする。

(任期)

第5条 推進員及び専門推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動及び報告)

第6条 推進員は、食品衛生の向上に関する次の活動を行う。

(1) 食品営業許可更新施設調査

- ア 食品営業許可の有効期限満了が近づき許可の更新が必要な施設(以下「更新施設」という。)の調査が円滑に実施されるよう、事前に更新施設の現地確認を行うとともに更新申請に関する意向を確認する。
- イ 専門推進員は、更新施設が施設基準に合致するか確認し、不適切な場合は営業者等に対して指導を行うとともに、必要に応じて指導内容を保健所に報告する。

(2) 食品等事業者への支援

- ア 食品等事業者からの食品衛生に関する相談に対する助言
- イ 食品衛生指導員に対する食品衛生に関する助言

(3) 保健所事業への協力

- ア 各地域の責任者として、食品衛生関係施設への連絡及び行事等の実施に関する調整
- イ 保健所長が食品衛生の向上のために必要と認めた事業

2 推進員は、前項第1号の活動について、市長が別に定める様式により市長に報告しなければならない。

3 市長は、第6条第1項に掲げる推進員並びに専門推進員の活動計画の作成及び報告書の作成等については、食品衛生に関する団体等に委託できるものとする。

(解 嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

- (1) 推進員としてふさわしくない言動をするとき
- (2) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき
- (3) 身体的又は精神的欠陥により、推進員活動を続けることが困難なとき

(講 習 会)

第8条 市長は、推進員がその活動を遂行するために必要な知識及び技術を修得させることを目的とした講習会を開催するものとする。

2 講習会の内容は次のとおりとする。

- (1) 推進員制度に関すること
- (2) 衛生法規に関すること
- (3) 自主管理に関する技術情報に関すること
- (4) 食品衛生に関する基礎知識及び最新情報に関すること
- (5) その他推進員としての活動を行うために必要な事項

(感 謝 状)

第9条 市長は、多年にわたり推進員活動に精励し、その業績が特に顕著と認められる者に対して、感謝状(別記様式3)を贈呈するものとする。

2 感謝状贈呈の選考基準は次のとおりとする。

- (1) 推進員として6年以上活動した者
- (2) 食品衛生の普及・向上に顕著な功績があること

(秘 密 保 持)

第10条 推進員は、第6条第1項に規定した活動を遂行する上で知り得た食品等事業者の個人に関する情報及び営業上の情報を、他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。
- 2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、静岡県食品衛生推進員要綱（平成 8年11月6日 食第373号）の規定によりされた手続きその他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 平成16年4月 1日に浜松市長より委嘱を受けた者の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月 1日から施行する。

委 嘱 状

様

浜松市食品衛生推進員を委嘱します
委嘱期間は 年 月 日から
年 月 日までとします

年 月 日

浜松市長

氏 名 印

(別記様式2)

| | | | |
|---------------------------------|-------|------------|----|
| 第 | 号 | | |
| 年 | 月 | 日発行(2年間有効) | |
| 浜松市食品衛生専門推進員証 | | | |
| 浜松市食品衛生推進員設置要綱第4条第4項の 規定による。 | | | |
| 氏名 | _____ | | |
| | 年 | 月 | 日生 |
| 浜松市長 | 氏 | 名 | 印 |

この証明書を携帯する者は、浜松市食品衛生推進員設置要綱第4条第1項及び4項の規定により浜松市長から委嘱及び指名され、第6条第1項第1号イの規定による活動を行う者である。

浜松市食品衛生推進員設置要綱(抜粋)

第4条 推進員は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

4 市は、推進員の中から専門推進員を指名し、浜松市食品衛生専門推進員証(別記様式2)を交付する。

第6条 推進員は、食品衛生の向上に関する次の活動を行う。

(1) 食品営業許可更新施設調査

イ 専門推進員は、更新施設が施設基準に合致するか確認し、不適切な場合は、営業者等に対して衛生指導を行う。

感謝状

様

あなたは浜松市食品衛生推進員
として、多年にわたり食品衛生の
向上に尽力されました。

その功績は誠に顕著であり、感謝
の意を表します。

年 月 日

浜松市長

氏 名

印